

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者

【提出者】

住所

住所

氏名

氏名

連絡先

連絡先

立木を伐採する権原を有する者

【伐採事業者】

住所

住所

氏名

氏名

連絡先

連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
なお、下記**遵守事項**を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

国富町 大字	字	林小班	—	—
--------	---	-----	---	---

2 伐採及び伐採後造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

遵守事項

① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。 ② 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。 ③ 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。 ④ 伐採・搬出に市道、法定外公共物(農道・林道等)を反復して利用する場合は、道路使用届を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。 ⑤ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。
--

遵守事項を確認しました。

☐ 伐採後の造林に係る権原を有する者

(確認後☒してください。)

☐ 立木を伐採する権原を有する者

☐ 伐採事業者

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 立木を伐採する権原を有する者が伐採後の造林に係る権原を有する者でない場合にあっては、伐採する権限を有する者と当該伐採後の造林に係る権原を有する者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐 採 計 画 書

年 月 日

国富町長 殿

立木を伐採する権原を有する者

住所

氏名

連絡先

1 伐採の計画

伐 採 面 積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐 (皆伐 ・ 択伐) ・ 間伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢	年 (最低林齢: 年 ~ 最高林齢: 年)		
伐 採 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	1年を超える場合 (年 月 日 ~ 年 月 日) 年 次 別 に 記 載		
集 材 方 法	集材路 ・ 架線 ・ その他 ()		
集 材 路 の 場 合 予 定 幅 員 ・ 延 長	幅員 m ・ 延長 m		

2 備考

--

注意事項

- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 作業委託先について、複数者いる場合は全て記載すること。
- 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ(アカマツ及びクロマツをいう。)、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が年度を超える場合においては、年度別に記載すること。
- 集材方法について、集材路を開設する場合は予定幅員・延長を記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

年 月 日

国富町長 殿

伐採後の造林に係る権原を有する者
住所
氏名
連絡先

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造 林 の 期 間	造 林 樹 種	樹 種 別 の 造 林 面 積	樹 種 別 の 植 栽 本 数	作業委託先 ※1	鳥獣害対策 ※2
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	年 月 日 ~ 年 月 日			本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	年 月 日 ~ 年 月 日		ha			
5年後において適確な更新が なされない場合	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本		

※1 作業委託先を記載するにあたっては、必ず委託先に同意のうえ記載すること。

(必要に応じて、計画の内容について町から委託先に確認する場合があります。)

※2 国富町森林整備計画において「鳥獣害防止森林区域(裏面参照)」に指定されている場合は、鳥獣害対策の計画を記載すること

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

(裏面に注意事項記載)

注意事項

- 1 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 2 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 3 植栽による面積欄には、国富町森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内であって、植林による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 4 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 5 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 6 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 9 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

＜参考＞鳥獣害防止区域における鳥獣害対策（国富町森林整備計画抜粋）

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国的データ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアの又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引 狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	面 積(ha)
ニホンジカ	38-2,3,4,5,6,7,18,23,24,25,26,27,28,29,37,49	1348.33

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日

殿

国富町長 中別府 尚 文
〈 公 印 省 略 〉

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、国富町森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森 林 の 所 在 場 所： 国富町大字 字

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法： 主伐（皆伐・択伐）・間伐 伐採率（％）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

集 材 方 法： 集材路・架線・その他（ ）

造 林 の 方 法： 人工造林（植栽・人工播種）
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）
樹種、本数

造 林 の 面 積： ha

造 林 の 期 間：

鳥 獣 害 対 策：

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年 月 日

殿

国富町長 中別府 尚 文
〈 公 印 省 略 〉

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森 林 の 所 在 場 所： 国富町大字

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法： 主伐（皆伐・択伐）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

集 材 方 法： 集材路・架線・その他（ ）

適合(確認)通知番号



国富町

伐採等届出

森林の所在場所	
届出者（森林所有者等）	
伐採事業者	会社名 住所 連絡先
伐採面積	ha
伐採期間	年 月 日 ～ 年 月 日
伐採後の更新方法	人工造林 ぼう芽更新 天然下種更新 森林外用途

注1 周辺から見えやすい場所に表示してください。

注2 ビニール被覆、ラミネート加工などにより、伐採期間中に破損しないようにしてください。

伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書

年 月 日

殿

国富町長 中別府 尚 文
〈 公 印 省 略 〉

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画のうち下記事項については市町村森林整備計画に適合しないと認められるので、森林法(昭和26年法律第 249号)第10条の9第1項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所	命令の内容	その他必要な事項

〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国富町長に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第 139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国富町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

注意事項

- 1 命令の内容欄には、市町村森林整備計画に適合しない内容について変更すべき点とその理由を具体的に記載すること。
- 2 その他必要な事項欄には、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するのに必要な指導事項を具体的に記載すること。

伐採等届出に係る変更届出書

令和 年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】
伐採後の造林に係る権原を有する者
住所
氏名
連絡先

立木を伐採する権原を有する者
住所
氏名
連絡先

【提出者】
住所
氏名
連絡先

令和 年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に関し、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 伐採及び伐採後の造林の届出書の内容

確認又は適合通知番号	
森 林 の 所 在 場 所	国富町大字

2 記載内容の変更(該当する項目に☒を記入)

- ☐ 伐採後の造林に係る権原を有する者の変更
☐ 立木を伐採する権原を有する者の変更
☐ 伐採事業者の変更
☐ 伐採面積の変更
☐ 伐採期間の変更
☐ 集材方法(集材路の場合の幅員・延長を含む)の変更
☐ 造林計画の変更
☐ その他記載内容の変更【

】

変更対照表

変更前(伐採及び伐採後の造林の届出書の内容)	変更後の内容

※変更内容の分かる書類(契約書等)を添付してください。

伐採後の伐採等届出に係る変更届出書

令和 年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】
伐採後の造林に係る権原を有する者
住所
氏名
連絡先

【提出者】
住所
氏名
連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に関し、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 伐採及び伐採後の造林の届出書の内容

確認又は適合通知番号	
森 林 の 所 在 場 所	国富町大字

2 記載内容の変更(該当する項目に☑を記入)

- ☐ 伐採後の造林に係る権原を有する者の変更
☐ 造林方法・面積の変更
☐ 造林期間・面積の変更
☐ 作業委託先の変更
☐ その他記載内容の変更【 】

變更對照表

変更前(伐採及び伐採後の造林の届出書の内容)	変更後の内容

※変更内容の分かる書類(契約書等)を添付してください。

伐採取りやめ届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】
伐採後の造林に係る権原を有する者
住所
氏名
連絡先

立木を伐採する権原を有する者
住所
氏名
連絡先

【提出者】
住所
氏名
連絡先

年 月 日に提出した下記の伐採及び伐採後の造林の届出については、伐採を取りやめましたので届け出ます。

記

適 合 通 知 又 は 確 認 通 知 番 号	
森 林 の 所 在 場 所	国富町大字
伐 採 面 積	
伐 採 期 間	
今 後 の 伐 採 予 定	

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

国富町長 殿

立木を伐採する権原を有する者
住所
氏名
連絡先

【提出者】
住所
氏名
連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき、下記のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

記

1 森林の所在場所

国富町大字	字
適合又は確認通知番号【	】 林小班 — —

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆 伐 ・ 択 伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種		伐採齢	
伐 採 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
集 材 方 法	車両系(集材路) ・ 架線 ・ その他()		
集 材 路 の 新 設 幅 員 ・ 延 長	有(幅員 m ・ 延長 m) 無		

3 伐採後の造林に係る権原を有する者の伐採跡地確認実施状況

現 地 確 認 の 有 無	有 (年 月 日実施) ・ 無
確 認 者 氏 名	
備 考	

※伐採現場の状況及び立会った状況が分かる写真を添付してください。
※伐採後の造林に係る権原を有する者以外が立会った場合には、その関係を備考欄に記入してください。

上記のとおり、伐採跡地において土砂や残材等の流出の恐れがないことを確認しました。今後、
万が一、伐採跡地から土砂や残材等の流出が発生した場合、責任を持って対処します。
伐採後の造林に係る権原を有する者<自筆>
住所
氏名
連絡先

4 備考

--

※届出書が提出された後に、売買、相続等により「伐採後の造林に係る権原を有する者」の変更があった場合には、その原因と時期を「4 備考」に記入すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

国富町長 殿

伐採後の造林に係る権原を有する者
住所
氏名
連絡先

【提出者】
住所
氏名
連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき、下記のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

記

1 森林の所在場所

国富町大字	字
適合又は確認通知番号【	】 林小班 — —

2 伐採後の造林の実施状況

種 別	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業 鳥 獣 害 委 託 先 対 策
☐ 人工造林	植栽	月 月 日 ~ 月 月 日		ha	本	
☐ 天然更新	☐ ぼう芽更新 ☐ 天然下種更新	月 月 日 ~ 月 月 日		ha	裏面の とおり	

※種別等に☒してください。
※天然更新の場合は、裏面に生育状況がわかる写真等を添付してください。

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ(アカマツ及びクロマツをいう。)その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(裏面)

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

以下のとおり更新していることを報告します。

伐採跡地が全体的に更新されています。

更新樹種の稚樹の樹高が50cmを上回っています。

更新樹種が2.5m×2.5mの範囲内に2本以上生育しています。(haあたり3,000本以上)

【造林地の写真】

1 造林地全景の遠景(数枚に分けて可)

2 更新樹種の生育状況(代表的な樹種の樹高や成立本数がわかる近景)

※裏面に写真が収まらない場合は、別紙に添付してください。

緊急伐採届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

氏名

連絡先

立木を伐採する権原を有する者

住所

氏名

連絡先

【提出者】

住所

氏名

連絡先

火災(風水害その他の非常災害)に際し、緊急の用に供する必要があり、次のとおり森林の立木を伐採したので、森林法第10条の8第3項の規定により届け出ます。

記

森 林 の 所 在 場 所	国富町大字
伐 採 の 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時
伐 採 の 理 由	
伐 採 の 方 法 及 面 積	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採及び伐採後の造林の計画の遵守に関する命令書

年 月 日

殿

国富町長 中別府 尚 文
(公 印 省 略)

年 月 日現在貴殿が行っている下記の森林における[伐採／伐採後の造林]は、年
月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計
画に従っていないと認められるので、森林法(昭和26年法律第 249号)第10条の9第3項の規定に
より、貴殿の提出した届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って[伐採／伐採後の
造林]を行うよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所	命令の内容	その他必要な事項

[教示]この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によ
り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇市(町)長に対し
て審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限
り、審査請求をすることができなくなります。)
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法
律第 139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
〇〇市(町)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があっ
たことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年
を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくな
ります。)

注意事項

- 1 [伐採／伐採後の造林]は、該当するものを選択すること。
- 2 命令の内容欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従っていない内容について具
体的に記載すること。
- 3 その他必要な事項欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後
の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

伐採の中止命令書

年 月 日

殿

国富町長 中別府 尚文
(公 印 省 略)

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法(昭和26年法律第 249号)第10条の8第1項の規定に違反し、引き続き伐採をすることは認められないので、同法第10条の9第4項の規定に基づき、下記の森林について伐採を中止するよう命令する。

記

- 1 立木を伐採した森林の所在場所
国富町大字 字

2 命令に係る森林の所在場所等

命令に係る森林の所在場所	その他必要な事項
(林小班)	

[教示]この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇市(町)長に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第 139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市(町)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

注意事項 その他必要な事項欄には、適正な伐採を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

伐採後の造林命令書

年 月 日

殿

国富町長 中別府 尚文
(公 印 省 略)

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法(昭和26年法律第 249号)第10条の8第1項の規定に違反し、伐採後の造林をすることが必要と認められるため、同法第10条の9第4項の規定に基づき、伐採後の造林をするよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所	命令の内容	その他必要な事項

[教示]この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇市(町)長に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第 139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市(町)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

注意事項

- 1 命令の内容欄には、伐採後の造林を命ずる伐採跡地について、造林の期間、植栽本数及び樹種を具体的に記載すること。
また、伐採後の造林を命ずる伐採跡地が、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地にあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日(以下「基準日」という。)から起算して5年を経過した日までに、命令に係る植栽本数及び樹種による更新が認められない場合は、基準日から起算して7年を経過した日までに命令に係る植栽本数に満たない本数を植栽する旨を併せて記載すること。
- 2 その他必要な事項欄には、適正な伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

命令記録簿

[illegible][illegible][illegible][illegible]

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】
伐採後の造林に係る権原を有する者
住所
氏名
連絡先

立木を伐採する権原を有する者
住所
氏名
連絡先

【提出者】
住所
氏名
連絡先

認定番号第 号をもつて認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採(造林、譲渡、作業路網の設置)をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。

記

所在場所				伐採					造林				譲渡						作業路網 の設置			備考
都	市	字	地	時	主	伐	樹	伐	時	造	植	造	時	伐	伐	樹	林	伐	時	路	設	
道	郡	(大字)			間	採		採		林	栽	林		採	採			採		線	置	
府	町		番	期	別	(ha)	種	(㎡)	期	法	本	(ha)	期	期	(ha)	種	齡	(㎡)	期	名	(m)	
県	村																					

- 注意事項
- 1 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別葉とすること。
 - 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
 - 4 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。

隣接者との境界確認書

(1)立木を伐採する権原を有する者	印
伐採する土地の地番	国富町大字

(2)隣接する	土地所有者	印
	住所	
	隣接地の地番	国富町大字
	箇所の関係者(続柄)	本人 ・ 相続人 ・ その他()
(3)現地立会日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	

(2)隣接する	土地所有者	印
	住所	
	隣接地の地番	国富町大字
	箇所の関係者(続柄)	本人 ・ 相続人 ・ その他()
(3)現地立会日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	

(2)隣接する	土地所有者	印
	住所	
	隣接地の地番	国富町大字
	箇所の関係者(続柄)	本人 ・ 相続人 ・ その他()
(3)現地立会日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	

(2)隣接する	土地所有者	印
	住所	
	隣接地の地番	国富町大字
	箇所の関係者(続柄)	本人 ・ 相続人 ・ その他()
(3)現地立会日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	

(2)隣接する	土地所有者	印
	住所	
	隣接地の地番	国富町大字
	箇所の関係者(続柄)	本人 ・ 相続人 ・ その他()
(3)現地立会日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	

伐採業者	氏名	印
	住所	

※注意

- ①隣接者の住所、箇所の関係者(続柄)の記載も必要です。
 ②伐採地の地番を中心とした字図の添付が必要です。